

農産物検査法三段表（令和五年十二月二十八日施行後）

農産物検査法 (昭和二十六年法律第四百四十四号)	農産物検査法関係手数料令 (昭和五十九年政令第四百三十三号) 農産物検査法施行令 (平成七年政令第三百五十七号)	農産物検査法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十二号)	その他
(目的) 第一条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。	農産物検査法施行令 (昭和五十九年政令第四百三十三号) 農産物検査法施行令 (平成七年政令第三百五十七号)	農産物検査法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十二号)	その他
(定義) 第二条 この法律において「農産物検査」とは、品位等検査及び成分検査をいう。 2 この法律において「農産物」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)その他政令で定める農産物(農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもので政令で定めるものを含む。)をいう。 3 この法律において「品位等検査」とは、第十七条第一項第一号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第一一条第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。	「農産物検査法施行令」 (米麦以外の農産物) 第一条 農産物検査法(以下「法」というは、)第二条第二項の政令で定める農産物は、大豆、小豆、いんげん、かんしよ生切干及びそばとする。 2 法第二条第二項の政令で定めるものは、でん粉とする。	(品位等検査に係る種類の検査) 第一条 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物(玄米、精米、小麦及び大麦を除く。)にあつては農産物検査法(以下「法」という。)第二条第二項並びに農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号。以下「令」という。)第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行う。	その他

農産物の種類	事項	もみ	玄米	精米
		当年産のもの（生産された年の翌年の十月三十一日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）及び当年産以外のもの、別の水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ、陸稲もちもみ、種子水稲うるちもみ、種子水稲もちもみ、種子陸稲うるちもみ、種子陸稲もちもみ及び飼料用もみの別	国内産玄米にあつては、当年産のもの及び当年産以外のもの、別の水稲うるち玄米、水稲もち玄米、陸稲うるち玄米、陸稲もち玄米、醸造用玄米及び飼料用玄米の別	国内産精米にあつては、当年産のもの及び当年産以外のもの、別の水稲うるち精米、水稲もち精米、陸稲うるち精米及び陸稲もち精米の別 外国産精米にあつては、うるち精米、もち精米、うるち砕精米及びもち砕精米の別 うるち精米及びもち精米

（品位等検査に係る銘柄の検査）

第二条 品位等検査に係る銘柄についての検査は、産地、品種、産地品種又は産地型について行う。

（品位等検査に係る量目の検査）

第三条 品位等検査に係る量目についての検査は、産地、品種、産地品種又は産地型について行う。

（品位等検査に係る銘柄の検査） 第二条 品位等検査に係る銘柄については、型について行う。 （品位等検査に係る量の検査） 第三条 品位等検査に係る量についての	かんしょ生切干 そば でん粉	及種子いんげんの別 生産年度別の普通いんげん 海金時、丹頂金時、大正金時、白金時、福白金時、その他いんげんの別 生産年度別のかんしょ平切干及びかんしょ粗砕切干の別 生産年度別の普通そば、だつたんそば及び種子そばの別	いんげん かんしょ生切干 そば でん粉	小豆 大豆 大麦 はだか麦 小麦	つき短粒種、中粒種及び長粒種の別 国内産小麦にあつては、生産年度別の普通小麦、強力小麦及び種子小麦の別 外国産小麦にあつては、食糧小麦及び飼料小麦の別 国内産大麦にあつては、生産年度別の普通小粒大麦、普通大粒大麦、ビール大麦及び種子大麦の別 外国産大麦にあつては、食糧大麦、ビール大麦及び飼料大麦の別 生産年度別の普通はだか麦及び種子はだか麦の別 生産年度別の普通大豆、特定加工用大豆及び種子大豆のそれぞれにつき大粒大豆、中粒大豆、小粒大豆及び極小粒大豆の別 生産年度別の一般小豆及び種子小豆の別 生産年度別の一般小豆及び種子小豆のそれぞれに、つき大納言小豆、普通小豆及びその他の小豆の別 生産年度別の普通いんげん
--	-------------------------------------	--	---	---	---

4 この法律において「成分検査」とは、
第十七条第一項第二号に掲げる検査の区
分に係る登録検査機関が、農林水産省令
で定めるところにより、第十一条第一項
の農産物検査規格に基づいて行う同号に
掲げる検査をいう。

5 この法律において「登録検査機関」と
は、第十七条第二項の規定により農林水
産大臣の登録を受けた法人をいう。

第三条 米穀の生産者に係る品位等検査
（米穀の生産者は、その生産した米
穀について品位等検査を受けることがで
きる。）

第四条 米穀の輸入者に係る品位等検査
（米穀の輸入を業として行う者（以
下「輸入業者」という。）は、その輸入
した米穀について品位等検査を受けるこ
とができる。）

（米穀の売買取引業者等に係る品位等検査）
第五条 米穀の売買取引又は加工を業とし
て行う者（以下「売買取引業者等」とい
う。）は、その所有し、又は占有する米
穀で品位等検査を受けていないものにつ
いて品位等検査を受けることができる。
2 米穀の売買取引業者等は、その所有し
、又は占有する米穀で品位等検査を受け
たものについて、次の各号の区分に応じ
、当該各号に掲げる日以後において、品
位等検査（量目及び品位についての検査
に限る。）を受けることができる。
一 輸入に係る米穀 第十三条第一項の
規定により表示され、又は記載された
検査年月日（この項の品位等検査に係
るものを除く。）から起算して農林水
産省令で定める期間を経過した日
二 その他の米穀 その生産された年の
翌年の農林水産省令で定める日

検査は、正味重量につき行う。

（品位等検査に係る荷造り及び包装の検査）
第四条 品位等検査に係る荷造り及び包装
についての検査は、荷造りについては緊
括材料、緊括方法及び緊括の程度につき
、包装については種類及び資材につき行
う。

（品位等検査に係る品位の検査）
第五条 品位等検査に係る品位についての
検査は、水分の含有率、異物、被害粒、
異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、整
粒歩合、発芽率、容積重等につき行う。

（品位等検査の検査方法）
第六条 品位等検査は、各個に、又は抽出
して行う。この場合における抽出の方法
は、農林水産大臣が定める標準抽出方法
によるものとする。

2 品位等検査に係る品位についての検査
は、農林水産大臣が定める標準計測方法
及び鑑定方法により行う。ただし、種苗
法（平成十年法律第八十三号）第六十一
条第一項の規定に基づき農林水産大臣が
定める基準に従い生産及び調整された種
子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦
又は種子大豆に係る検査のうち、当該基
準に定められた事項に係る検査は、当該
基準に適合することを証する書類により
行う。

（成分検査）
第七条 成分検査は、たんばく質、アミ
ロース及びでん粉につき行う。

第八条 成分検査は、抽出して行う。この
場合における抽出の方法は、農林水産大

○標準抽出方法（平
成十三年三月二十二
日農林水産省告示第
四四四十三号）
○標準計測法（平成
十三年三月十四日農
林水産省告示第三百
三十二号）
○鑑定方法（平成十
三年三月十四日農林
水産省告示第三百三
十三号）

○標準抽出方法（平
成十三年三月二十二

臣が定める標準抽出方法によるものとす
る。
2 成分検査は、農林水産大臣が定める標
準計測方法により行う。

日農林水産省告示第
四四四十三号）
○標準計測法（平成
十三年三月十四日農
林水産省告示第三百
三十二号）

（米穀の売買取引業者等に係る品位等検査）
第九条 法第五条第二項第一号（法第三十
四条第三項において準用する場合を含む
。）の農林水産省令で定める期間は、一
年とする。
2 法第五条第二項第二号（法第三十四条
第三項において準用する場合を含む。）

（麦の生産者に係る品位等検査）
第六条 麦の生産者は、その生産した麦について品位等検査を受けることができる。

（麦の輸入者に係る品位等検査）
第七条 麦の輸入業者は、その輸入した麦について品位等検査を受けることができる。

（準用）
第八条 第五条第一項の規定は、麦について準用する。

（米麦以外の農産物に係る品位等検査）
第九条 米穀又は麦以外の農産物の生産者、輸入業者又は売買取引業者等は、その所有し、又は占有する農産物について品位等検査を受けることができる。

（成分検査）
第十条 農産物のうち政令で定めるものの生産者、輸入業者又は売買取引業者等は、その所有し、又は占有する当該農産物について成分検査を受けることができる。

（農産物検査規格）
第十一条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格（以下この条及び第三十三条第一項において「農産物検査規格」という。）を定める。
2 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の三十日前までにこれを公示しなければならない。

らない。ただし、災害その他やむを得ない理由により農林水産大臣が必要があるとき、公表の日から施行期日までの期間を短縮することができる。
3 農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

（受検者の立会い）
第十二条 品位等検査を受けようとする者又はその代理人は、品位等検査の実施に立ち会うことができる。

（検査証明）
第十三条 登録検査機関は、農産物検査を行ったときは、農林水産省令定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、農産物検査の結果その他必要な事項を表示し、又は当該農産物検査を請求した者（第十六条において「受検者」という。）にこれらの事項を記載した検査証明書を交付しなければならない。

「農産物検査法施行令」
（成分検査の対象）
第二条 法第十条の政令で定める農産物は、米穀及び小麦とする。

の農林水産省令で定める日は、十一月一日とする。

○農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）

（検査証明の方法）
第十条 輸入に係る農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、法第五条第二項（法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の品位等検査（以下この条において「期間経過米検査」という。）を行つた米穀にあつては別記様式第一号による検査証明書を、期間経過米検査以外の検査を行つた農産物にあつては別記様式第二号による検査証明書を交付してするものとする。

2 輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されていないものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる検査証明書を交付してするものとする。
一 期間経過米検査を行つた米穀 別記様式第三号による検査証明書
二 普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの 別記様式第四号による検査証明書
三 前二号に掲げる農産物以外の農産物

一 検査年月日
 二 登録検査機関名
 三 銘柄区分のあるものにあつては、銘柄
 四 普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては、当該数値
 五 前項の規定による等級の記載は、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印の印影を表示することによつてすることができる。
 六 第三項の農産物のうち第六条第一項の規定により抽出して品位等検査を行ったものについての法第十三条第一項の規定による検査証明は、第三項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる検査証明書を交付してすることができる。
 一 期間経過米検査を行った米穀
 二 項第一号に掲げる検査証明書書
 及び普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの
 別記様式第十三号による検査証明書
 三 前二号に掲げる農産物以外の農産物
 別記様式第十四号による検査証明書書
 輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての成分検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、別記様式第十五号による表

○農産物検査法施行規則の規定に基づき等級証印、種子用証印及び醸造用証印の方法を定める件（平成十三年三月二十二日告示第四百四十四号）
 別記様式第五号による検査証明書輸入に係る農産物以外の農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに、検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、かつ、当該包装又は票せんに、品位の測定結果を記載し、又は農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印若しくは別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。
 一 もみ及び玄米（第四号に掲げるものを除く。）、小麦（次号に掲げるものを除く。）、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしよ平切干又はそば
 二 普通小麦のうち、その水分含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの
 別記様式第十号による表示
 三 精米（次号に掲げるものを除く。）、かんしよ粗砕切干又はでん粉
 別記様式第十一号による表示
 四 期間経過米検査を受けようとする米穀
 別記様式第十二号による表示
 五 前項の農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかわらず、法第二十一条第一項の規定する業務規程に定めるところにより、前項各号の区分に応

- 2 何人も、農産物の包装又は票せんに、前項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。
- 3 第一項の規定による表示の付してある包装は、その表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農産物の包装として使用してはならない。

（生産者に係る品位等検査を行う者の特定等）

第十四条 第三条、第六条及び第九条の品位等検査であつて、農産物の生産者から

示をその包装の表面の見やすい箇所に印刷し、又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに当該農産物に付し、かつ、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとし、これ以外の成分検査に係る同項の規定による検査証明は、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとする。

- 第十條の二 前條の規定にかかわらず、検査証明書等（次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）には、検査証明情報（番号、記号その他の符号であつて電子情報処理組織を使用する方法により当該符号に対応する検査証明書等に表示され、又は記載された内容を明らかにすることができるものという。次項において同じ。）を付すことができる。
- 一 前條第一項、第二項、第六項又は第七項の規定により交付する検査証明書
- 二 前條第三項各号に掲げる表示
- 2 検査証明情報（番号、記号その他の符号であつて電子情報処理組織を使用する方法により当該符号に対応する検査証明書等に表示され、又は記載された内容を明らかにすることができるものという。次項において同じ。）を付すことができる。
- 一 前項第一号に掲げる検査証明書
- 二 前項第二号に掲げる表示
- 外 事項
- 一 検査証明書の番号及び登録検査機関名
- 二 検査証明書の番号及び登録検査機関名
- 第十條の三 登録検査機関は、前條第一項第一号に掲げる検査証明書に記載すべき事項を次項に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合においては、当該登録検査機関は、当該検査証明書を交付したものとみなす。
- 2 前項の情報通信の技術を利用する方法

- 一 は、次に掲げる方法とする。
- イ うちイ又はロに掲げるものの登録検査機関の使用に係る電子計算機と検査証明書を交付すべき相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 登録検査機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された検査証明書を記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに検査証明書を記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録検査機関の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

の請求により行うものについては、当該生産者の住所又は農産物を検査を行う区域を含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 登録検査機関は、第五条第一項（第八条において準用する場合を含む。）（第九条及び次条第二項の品位等検査であつて、農産物の売買取引業者等からの請求により行うものについては、農林水産省令で定める場合を除き、銘柄についての検査を行うことができない。）

（検査の失効）

第十五条 農産物検査を受けた農産物は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至つた時以後、農産物検査（第三号に該当する場合にあつては品位等検査、第四号に該当する場合にあつては同号の品位等検査を受ける前に受けた品位等検査に係る量目及び品位についての検査）を受けていないものとみなす。ただし、第二十三条の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

一 第十三条第一項の規定による表示が失われ、抹消され、改められ、又は不明となつた場合

二 第十三条第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が抹消され、改められ、若しくは不明となつた場合

三 もみ、玄米又は精米の区分に変更が

（銘柄の検査の特例）

第十一条 法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とす。

一 法第三条又は第四条の品位等検査を受けた米穀（精米を除く。）であつて、法第十五条第一項第三号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたものについて、法第五条第一項の品位等検査を行う場合

二 大豆、小豆、いんげん及びそばについて、品位等検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域を含む登録検査機関が法第九条の品位等検査を行う場合

生じた場合

四 第五条第二項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の品位等検査に係る第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合

2 第三十四条第一項の品位等検査を受けた表であつて、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。

（不正受検に対する処置）

第十六条 農林水産大臣は、受検者が不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなつたときは、その職員に、その農産物につき、第十三条第一項の規定による表示を除去させ、若しくは抹消させ、又は検査証明書の返還を求めさせることができる。

（登録検査機関の登録）

第十七条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従ひ、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

一 農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査

二 農産物の成分についての検査

（消印）

第十二条 法第十六条の規定による表示の抹消は、別記様式第十七号の消印を押してするものとする。

（登録検査機関の登録）

第十三条 法第十七条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、登録免許税の領収証書をはり付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 名称並びに主たる事務所及び従たる事務所所在地

二 農産物検査を行うとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含む。）

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき（同項第一号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第一号及び第二号に掲げる要件に適合している場合に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

三 農産物検査の登録の区分
四 農産物検査を行おうとする区域
五 国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているものと及び包装されていないものの別。第十九条第二号において数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数
六 農産物検査を行う農産物検査員（法第十七条第二項第一号に規定する者を並ぶに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
七 農産物検査を行う場合に用いることとしての機械器具その他の設備及びその所在場所
八 法第十七条第三項各号のいずれかに該当する事実の有無
2 前項の規定は、法第十八条第三項において準用する法第十七条第一項の規定において申請について準用する。この場合において、前項中「登録免許税の領収証書」とあるのは「手数料に相当する額の収入紙」と読み替えるものとする。

第十四条 法第十七条第二項（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の登録は、別記様式第十八号による登録台帳に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第十九号による農産物検査員証を交付するものとする。農産物検査員は、その業務を行うときに、前項の農産物検査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（農産物検査員）

第十五条 法第十七条第二項第一号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者として、農林水産大臣が作成する名簿に登録されたものとする。

一 農産物検査に一年以上従事した経験を有する者

二 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者

2 農林水産大臣は、農産物検査員の求めがある場合その他必要があると認める場合には、前項の名簿を更新するものとする。

3 法第十七条第二項第一号の農林水産省令で定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

一 国内産農産物に係る品位等検査を行う場合 一年間に行おうとする農産物の種類（米穀又は麦にあつては、包装されているものと及び包装されていないものの別）ごとの検査見込数量（トン）を表した量をいう。次号において同じ。）を、それぞれ次に掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は、切り上げのものとする。以下この項において同じ。）のうち最も大きい数

イ 包装されている米穀 二千五百
ロ 包装されていない米穀 六千
ハ 包装されている麦 二千
ニ 包装されていない麦 一万五千
ホ 大豆 千五百
ヘ 小豆及びいんげん 六千
ト かんしよ生切干 百
チ そば 千
リ でん粉 三万

二 外国産農産物に係る品位等検査を行う場合 一年間に行おうとする農産物

二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。

三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。

四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができる。
一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第

百十三号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又はその執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しないもの
二 第二十四条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人
三 第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものが業務を行う役員となつてゐる法人
登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
一 登録年月日及び登録番号
二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
四 登録の区分
五 登録検査機関が農産物検査を行う区域
六 第二十八条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
七 農産物検査を行う農産物検査員（第二項第一号に規定する者をいう。第二十条において同じ。）の氏名その他農林水産省令で定める事項

五 品位等検査に係る登録の申請に係る前項第五号の農産物検査を行う区域は、都道府県の区域を単位とするものでなければならない。
六 農林水産大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく、第四項に掲げる事項を公示しなければならない。

の種類ごとの検査見込数量を、それぞれに掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる数で除して得た数のうち最も大きい数（その数が二を下回る場合に次つては、二）
イ 米 穀 五 千
ロ 麦 三 万
ハ 米 穀 及び 麦 以 外 の 農 産 物 二 万
三 成分検査を行う場合、一年間に行おうとする検査見込件数を、五百五十で除して得た数

（農産物検査に係る機械器具その他の設備）
第十六条 法第十七条第二項第二号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる農産物検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。
一 国内産農産物に係る品位等検査
表第一の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備
二 外国産農産物に係る品位等検査
表第二の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備
三 成分検査
別表第三の上欄に掲げる機械器具その他の設備
区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備

（登録台帳の記載事項）
第十七条 法第十七条第四項第七号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、農産物検査を行う農産物の種類とする。

7 登録検査機関は、第四項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前二項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（登録の更新）

第十八条 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3 前条第一項から第六項までの規定は、第一項の更新について準用する。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（変更登録）

第十九条 登録検査機関は、第十七条第四項第三号から第五号までに掲げる事項を

「農産物検査法施行令」

第三条 法第十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（登録検査機関の登録の有効期間）

「農産物検査法関係手数料令」

第一条 登録検査機関の登録更新手数料（以下「法」という。）第十八条第二項の政令で定める額は、同条第三項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる検査の区分について一万百円とする。

（業務の休廃止の届出）

第十八条 登録検査機関は、法第十七条第八項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 廃止の届出の場合は、廃止の予定期日

三 休止の届出の場合は、予定する休止の開始期日及び期間

四 休止又は廃止をする理由

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三

変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第十七条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更登録について準用する。

（農産物検査の義務等）

第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

3 登録検査機関は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

（変更登録）

第十九条 法第十九条第二項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 法第十七条第四項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項

二 一年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

三 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

四 農産物検査を行う場合に用いることとしての機械器具その他の設備及びその所在場所

（報告）

第二十条 登録検査機関は、法第二十条第三項の規定による報告をしようとするときは、農林水産大臣の定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、農林水産大臣が定める期日までにこれを農林水産大臣に提出しなければならない。

一 農産物検査を行った農産物の数量

二 農産物検査を行った農産物の種類及び

○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成十三年三月二十二日農林水産省告示第四百四十五号）

(業務規程)
第二十一条 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始前に、農産物検査の業務の実施方法、検査手数料に関する事項その他の農林水産省令で定める事項と内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)
第二十二條 農林水産大臣は、登録検査機

び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

(業務規程)
第二十一条 法第二十一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一 農産物検査の業務の実施方法に関する事項
二 農産物検査に係る手数料の額に関する事項
三 農産物検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
四 農産物検査を行う時間及び休日に関する事項
五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する事項
六 農産物検査の受付の条件に関する事項
七 農産物検査の受検のための準備に関する事項
八 農産物検査員の配置に関する事項
九 機械器具その他の設備の保守点検に関する事項
十 農産物検査の請求書の保存に関する事項
十一 帳簿の備付けに関する事項
十二 前項第一号の農産物検査の業務の実施方法に関する事項には、第十条第四項に規定する方法により検査証明を行う場合には、その旨及びその実施方法に関する事項を定めなければならない。

関が第十七条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)
第二十三條 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適當でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)
第二十四條 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第三項第一号又は第三号に該當するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該當するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。
一 第二十一条第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行ったとき。
二 不正の手段により第十七条第二項の登録又は第十九条第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
4 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなお農産物検査の業務を

開始せず、又は一年以上継続して農産物検査の業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十五条（帳簿の記載）
登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに農産物検査に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（農産物検査規格登録検査機関という名称の使用の禁止）
第二十六条 登録検査機関でない者は、農産物検査規格登録検査機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはなら

ない。

第二十七条（照会）
登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のために必要な事項について、地方農政局長、北海道農政事務所長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 登録検査機関は、前項の行政機関以外のもので、品位等検査の適正な実施のために必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに対して、照会をすることができる。

第二十八条（業務の委託）
第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外のものを他の登録検査機関に委託することができる。

（情報の提供）

「農産物検査法施行令」
（登録検査機関の照会先）
第四条 法第二十七条第一項の政令で定める行政機関は、地方農政局長及び北海道農政事務所長とする。

2 法第二十七条第二項の政令で定める者は、農業協同組合その他農林水産省令で定める者とする。

第二十二條（帳簿）
法第二十五条に規定する帳簿は、農産物検査の業務を行う登録検査機関ごとに作成し、農産物検査の業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。この場合、法第二十五条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 農産物検査を請求した者の氏名又は名称及び住所

二 農産物検査の請求を受けた年月日

三 農産物検査を行った年月日

四 農産物検査を行った場所

五 農産物検査を行った農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

六 農産物検査を行った農産物検査員の氏名（法第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関（次条において「登録成分検査機関」という。）が成分検査の試料の採取の業務を他の登録検査機関に委託して行った場合にあつては、当該業務を行った登録検査機関の名称）

七 輸入に係る農産物についての農産物検査を行った場合にあつては、船舶名、輸入港名、入港年月日その他当該農産物を特定するために必要な事項

（登録検査機関の照会先）
第二十三條 令第四条第二項の農林水産省令で定める者は、農産物の出荷の事業を行うものとする。

第二十四条（業務の委託の届出）
第十八条の規定により他の登録検査機関に業務を委託しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について農林水産大臣に届け出なければならない。農林水産大臣は、業務を委託しようとする登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地、委託しようとする業務の内容、業務を委託しようとする期間、登録成分検査機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 登録成分検査機関は、第一項の委託をしようとするときは、業務を委託しようとする登録検査機関に対して、当該委託する業務に関する準則を示さなければならない。

第二十九条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

（報告の徴収）

第三十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、第二十条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、農産物検査の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（調査）

第三十一条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほ場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入調査職員の証明書）
第二十五条 法第三十一条第三項の立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

（聴聞の特例）

第三十二条 農林水産大臣は、第二十四条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二十四条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（農林水産大臣に対する申出）

第三十三条 何人も、第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（政府が輸入する麦等に係る農産物検査

（農林水産大臣に対する申出の手続）
第二十六条 法第三十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出に係る農産物の種類及び数量

三 申出に係る農産物の検査を行った年月日

四 申出の理由

五 申出に係る農産物の検査を請求した者の氏名又は名称及び住所

六 申出に係る農産物に法第十三条第一項の規定による表示を付し、又は同項の検査証明書を交付した登録検査機関の名称

七 申出に係る農産物の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

第三十四条 政府は、次に掲げる麦について品位等検査を受けるものとする。
一 政府の輸入を目的とする買入れに係る麦で品位等検査を受けていないもの
二 政府の所有に係る麦であつて、第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けるでないものとみなされたもの
三 第十四条第二項の規定は、前項第二号に掲げる麦について同項の品位等検査について準用する。
四 第五条第二項の規定は、政府の所有に係る米穀で品位等検査を受けたものについて準用する。
五 第十条の規定は、政府の所有に係る農産物について準用する。
（農林水産大臣による農産物検査の業務の実施）
第三十五条 農林水産大臣は、登録検査機関が天災その他の事由により農産物検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該農産物検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
二 農林水産大臣は、前項の規定により農産物検査の業務を行い、又は同項の規定により行つてゐる農産物検査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
三 農林水産大臣が第一項の規定により農産物検査の業務を行うこととした場合における農産物検査の業務の引継ぎその他必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十七条 （農産物検査の業務の引継ぎ）
法第三十五条第三項に規定する場合にあつては、登録検査機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。
一 引き継ぐべき農産物検査の業務を農林水産大臣に引き継ぐこと。
二 引き継ぐべき農産物検査の業務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣に引き渡すこと。
三 その他農林水産大臣が農産物検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項

四 第一項の農産物検査の結果については、第三十三条第一項の規定による申出を行うことができる。
五 第一項の農産物検査の結果については、審査請求をすることができない。
六 第一項の農産物検査の結果に不服がある者は、第三十三条第一項の規定による申出に係る農林水産大臣の処分又は不作為に対してのみ、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）による訴えを提起することができる。
（手数料）
第三十六条 前条第一項の規定により農林水産大臣の行う農産物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

〔農産物検査法関係手数料令〕
（農林水産大臣の行う農産物検査に係る手数料）
第二条 法第三十六条の規定により次に掲げる農産物の検査（次項各号に掲げる検査を除く。）について納付しなければならない手数料の額は、それぞれ次のとおりとする。

一 もみ
イ 二〇キログラムを超え四五キログラム以下の包装のもの 五十円
ロ 二〇キログラム以下の包装のもの 五十円
ハ イ及びロに掲げるもの 二十五円
二 玄米
イ 三〇キログラムを超え六〇キログラム以下の包装のもの 五十円
ロ 三〇キログラム以下の包装のもの 五十円
ハ イ及びロに掲げるもの 二十五円
三 精米
イ 三〇キログラムを超え六〇キログラム以下の包装のもの 五十円
一包装につき

を行うこと。

ロイに掲げるものの以外のもの	四	十	二	一	イ	ロ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

ロ	三〇キログラム以下の包装のもの	二十五円
ハ	イ及びロに掲げるものの以外のも 一トン当たり	七百九十円
四	大麦	
イ	二五キログラムを超え五二・五キ ログラム以下の包装のもの	三十円
ロ	二五キログラム以下の包装のもの	十五円
ハ	イ及びロに掲げるものの以外のも 一トン当たり	四百七十円
五	はだか麦	
イ	三〇キログラムを超え六〇キログ ラム以下の包装のもの	三十円
ロ	三〇キログラム以下の包装のもの	十五円
ハ	イ及びロに掲げるものの以外のも 一トン当たり	四百七十円
六	小麦	
イ	三〇キログラムを超え六〇キログ ラム以下の包装のもの	三十円
ロ	三〇キログラム以下の包装のもの	十五円
ハ	イ及びロに掲げるものの以外のも 一トン当たり	四百七十円
七	大豆、小豆、いんげん	
イ	三〇キログラムを超え六〇キログ ラム以下の包装のもの	四十円
ロ	三〇キログラム以下の包装のもの	二十円
ハ	イ及びロに掲げるものの以外のも 一トン当たり	六百三十円
八	かんしよ生切干	
九	そば	
イ	四五キログラム以下の包装のもの	二十円

第二十八條 令第五條第三項の規定による報告（同条第一項第一号に掲げる事務に係るものに限る）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなつた受検者の氏名又は名称及び住所

二 当該農産物検査を行つた登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地

三 明書の返還の要求（以下この項において「表示の除去等」という。）をした年月日

四 表示の除去等に係る農産物の種類

- 六 表示の除去等なる内容
- 五 其他参考となるべき事項
- 4 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出ししなければならない。
- 一 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行った農産物の数量
- 二 農産物を検査した報告に係る登録検査機関が農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
- 三 其他参考となるべき事項
- 3 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第九号から第十二号までに掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
- 一 命令又は登録の取消しをした登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 命令又は登録の取消しをした年月日
- 三 命令をした場合にあつては、当該命令の内容
- 四 その他参考となるべき事項
- 4 令第五条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
- 一 報告を求め、又は立入調査を行った農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者の氏名又は名称及び住所
- 二 報告を求め、又は立入調査を行った

第三十八条 (罰則)
次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下

6 農林水産大臣は、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者又は地域登録検査機関について法第三十条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収又は法第三十一条第一項若しくは第二項の規定による立入調査を行う結果、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、その旨を当該道府県知事に通知しなければならない。このとき、受検者が不正な手段により地域登録検査機関が行う農産物検査を受けた事実が明らかとなつたとき。
二 地域登録検査機関が、法第十七条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたとき、又は同条第三項第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき。
三 地域登録検査機関が法第二十条の規定に違反しているとき、又は地域登録検査機関が行う農産物検査若しくは法第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないとき。
四 地域登録検査機関が法第二十四条第二項各号のいずれかに該当するとき。
五 地域登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなお農産物検査の業務を開始せず、又は一年以上継続して農産物検査の業務を停止したとき。
六 農林水産大臣又は都道府県知事が同項第一号又は第十三号から第十六号までに掲げる下事を行うときは、相互に密接な連携の

四三 年月日
報告の徴収又は立入調査の結果
その他参考となるべき事項

の罰金に処する。
一 第十三条第二項又は第三項の規定に違反した者
二 第十五条第二項の規定に違反した者
三 第十六条の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者
第三十九条 第二十四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十六条の規定に違反した者
二 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第三十一条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十一条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十七条第七項又は第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第二十五条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三 第三十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第三十一条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

別表第二（第十六条関係）

農産物検査の種類	米穀	小麦、はだか麦	大麦
機械器具その他の設備	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機

農産物検査の種類	大豆、小豆、いんげん	かんしよ生切干	そば	でん粉
機械器具その他の設備	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機	常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機

別表第三（第十六条関係）

農産物検査の種類	米穀	小麦
機械器具その他の設備	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機	穀温計 カルトン 常圧乾燥機 試験用均熱板 試験用分鏡板 試験用スタ 試験用瓶 試験用精機

別記様式第二号（第十条関係）
第 号

検 査 証 明 書

検査請求者
住 所
氏名又は名称

- 1 船舶名、輸入港名、入港年月日その他検査を受けた農産物を特定するために必要な事項
- 2 検査を受けた農産物の所在地及び数量並びに検査年月日

所 在 地	包 装	数 量		検 査 年 月 日
		袋数（端袋）	正 味 重 量	年 月 日から 年 月 日まで
			M/T	
計				

- 3 検査成績
- (1) 種類及び銘柄

項 目	検査請求書記載の種類及び銘柄	検 査 結 果	
		査 定 結 果	判 定
種 類			
銘 柄			

- (2) 包装及び量目

包 装			量 目		
検査請求書記載の種類	査定結果	判 定	正 味	（風 袋）	判 定
			kg	kg	
			・	・	
			・	・	
			・	・	

- (3) 品 位

項 目	規 格	検 査 結 果		
		算定値の平均	検 定 値	判 定
決 定 等 級				
備 考				

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第一号（第十条関係）

第 号

検 査 証 明 書

検査請求者
住 所
氏名又は名称

- 1 検査年月日
令和 年 月 日
- 2 前回の検査
- (1) 前回の検査を行った登録検査機関の名称
- (2) 前回の検査証明書番号

- 3 検査成績
- (1) 数量等

数 量		量 目		
袋 数	正 味 重 量 M/T	正 味 重 量 kg	（風 袋） kg	判 定
		・	・	
		・	・	
		・	・	

- (2) 品 位

項 目	規 格	検 査 結 果		
		算定値の平均	検 定 値	判 定
決 定 等 級				
備 考				

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第四号（第十条関係）
第 号

検 査 証 明 書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績		種 類	生産 年度	銘 柄	等 級	数 量	水分の 含有率	容積重	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第三号（第十条関係）
第 号

検 査 証 明 書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績		前回の検査を行った 登録検査機関の名前	前回の検査 証明書番号	等級又は品位 の測定結果	量 目	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

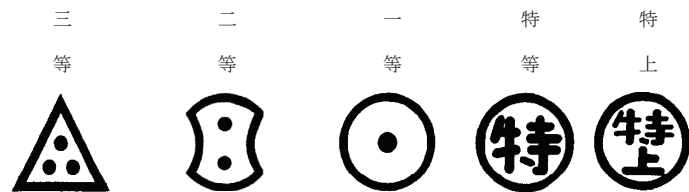
備考

1 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

2 水稻うち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。

3 水稻うち玄米については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規程」という。）第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。

4 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。



肉 円 各 肉 円 最 最 肉 円 外 肉 外 肉 外
点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点 点
直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直 直
径 径 径 径 径 径 径 径 径 径 径 径
幅 幅 幅 幅 幅 幅 幅 幅 幅 幅 幅 幅

四 七 五 四 七 三 五 四 一 五 四 五 四 五
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

二 五 二 二 七 一 二 二 九 二 二 二 二
八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八

一 四 二 一 四 一 一 七 一 二 一 二 一
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

別記様式第六号（第十条関係）

別記様式第五号（第十条関係）
第 号

検 査 証 明 書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

- 1 検査年月日
令和 年 月 日
- 2 検査成績

種 類	生産年度	銘 柄	等級又は品位 の測定結果	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稻うるち玄米については、規程第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第七号（第十条関係）



肉 円の直径
幅

単位
(ミリメートル)

二〇

備考 肉色は青色とするものとする。

別記様式第八号（第十条関係）



肉 円の直径
幅

単位
(ミリメートル)

一七

備考 肉色は青色とするものとする。

備考

- 一 肉色は青色とする。
- 二 (イ) 欄の等級証印は、包装（表示が印刷された部分を除く。）に押印するときに使用するものとする。
- 三 (ロ) 欄の等級証印は、表示を包装の表面に印刷し、又は表示を印刷した票せんをはり付けた場合であつて、その表示に押印するときに使用するものとする。
- 四 (ハ) 欄の等級証印は、表示を印刷した票せんを結び付け、又はミシンで縫い付けた場合であつて、その表示に押印するときに使用するものとする。

合 格	規 格 外	等 外	等 外 上	四 等	
					
肉 外 幅 円直 径	肉 各 幅 辺	縦 上 下 各 辺	縦 上 下 各 辺	肉 円 幅 点直 径	各 辺
四 五 〇	四 四 〇	三 三 〇 〇	四 四 〇 〇	四 七 〇	四 〇
二 二 八	二 二 八	二 二 八 八	二 二 八 八	二 五 〇	二 八
一 二 〇	一 二 〇	一 一 八 八	二 二 〇 〇	一 四 〇	二 〇

別記様式第十号（第十条関係）

検 査 証 明 書			
何 年 産	種 類		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関 及び 検査年月日
銘 柄			
正味重量規格	何 kg	等 級	
	測 定 値		
水分の含有率			
容積重			

検 査 請 求 者 記 載 欄

検査請求者 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
代 理 人 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
生 産 地 都（道府県）
品 種 名 （ ）

- 備考
- 記載事項中等級、検査年月日、検査員認印及び測定値を除いては、検査請求者において記載することができる。
 - その他は、別記様式第9号の備考1、3及び5同様とする。

別記様式第十一号（第十条関係）

検 査 証 明 書			
種 類		等 級	何 登録検査機関 及び 検査年月日
正味重量規格	何 kg		

検 査 請 求 者 記 載 欄

検査請求者 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
代 理 人 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
加工（精米）年月日 令和 年 月 日
品 種 名 （ ）

- 備考
- 精米及びかんしよ粗砕切干の検査を受けようとする場合には、種類に併せて生産年度を記載する。
 - 精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載する。
 - その他は、別記様式第9号の備考3から5と同様とする。

別記様式第九号（第十条関係）

検 査 証 明 書			
何 年 産	種 類		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関 及び 検査年月日
銘 柄			
正味重量規格	何 kg	等級又は品位の測定結果	

検 査 請 求 者 記 載 欄

検査請求者 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
代 理 人 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）（字）
生 産 地 都（道府県）
品 種 名 （ ）

- 備考
- 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであつて、代理人による検査請求に係るものであるときは、検査請求者の記載を省略することができる。
 - もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
 - 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。
 - 記載事項中等級又は品位の測定結果及び検査年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
 - この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。
 - 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとする。
 - 水稻うるち玄米については、規程第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。
 - 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第十四号（第十条関係）
第 号

検 査 証 明 書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

- 1 検査年月日
令和 年 月 日
- 2 検査成績

種 類	生産年度	銘 柄	包装の種類	等級又は品位 の測定結果	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稻うるち玄米について、規程第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第十二号（第十条関係）

期 間 経 過 米 検 査 証 明 書
左記の事項を証明する。

正味重量規格 何 kg 等級又は品位の
測定結果

何 登録検査機関
及び
検査年月日

検 査 請 求 者 記 載 欄

検査請求者 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）(字)
代 理 人 氏名又は名称
住 所 都（道府県） 郡（市） 町（村）(字)

備考 別記様式第9号の備考3から8と同様とする。

別記様式第十三号（第十条関係）
第 号

検 査 証 明 書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

- 1 検査年月日
令和 年 月 日
- 2 検査成績

種 類	生産 年度	銘 柄	包装の 種類	等 級	数 量	水分の 含有率	容積重	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第十七号（第十二条関係）

備考

一 肉色は青色とする。

二 (イ) 欄の消印は別記様式第六号(イ)欄の等級証印を抹消し、又は訂正するときに、(ハ)欄の消印は同様式(ハ)欄の等級証印、別記様式第七号の種子用証印及び別記様式第八号の醸造用証印を抹消し、又は訂正するときに、使用するものとする。



線の長さ	線の幅
五〇 (イ) (ミリメートル)	五 (イ) (ミリメートル)
三〇 (ロ) (ミリメートル)	三 (ロ) (ミリメートル)
二五 (ハ) (ミリメートル)	三 (ハ) (ミリメートル)

別記様式第十五号（第十条関係）

成分検査受検票			
検査請求者	氏名又は名称		
住所	都（道府県）	郡（市）	町（村）（字）
代理人	氏名又は名称		
住所	都（道府県）	郡（市）	町（村）（字）
成分検査の項目			
何 登録検査機関 及び 試料採取年月日			

備考

- 1 記載事項中試料採取年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 2 その他は、別記様式第9号の備考1、3及び5と同様とする。

別記様式第十六号（第十条関係）

第 号

成分検査証明書

検査請求者

住所

氏名又は名称

1 検査年月日等

- (1) 試料採取年月日 令和 年 月 日
- (2) 検査年月日 令和 年 月 日

2 検査成績

種類	銘柄	包装の種類	量目	数量	成分検査の項目	結果	備考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第十九号（第十四条関係）

表

証明書番号
農 産 物 検 査 員 証
登録検査機関の名称 氏 名 検 査 を 行 う 区 域 農 産 物 の 種 類
上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第4項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。
発行年月日
農林水産大臣

裏

農産物検査法（抄）
（農産物検査の義務等） 第20条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。 2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。
（改善命令） 第23条 農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第1項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
留意事項 ① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。 ② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

備考 用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

別記様式十八号（第十四条関係）

検 査 機 関 登 録 台 帳

登録番号		登 録 年 月 日	年 月 日	登録更新年月日及び変更登録年月日			
登録検査機関の名称				年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更
代表者氏名				年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更
主たる事務所の所在地				年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更
				年 月 日	更新・変更	年 月 日	更新・変更
登録の区分							
農産物の種類							
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先			
	氏 名	農産物の種類	証明 書番 号	受委 託の 区分	登録検査機関の名称	代表者 氏名	主たる事務所の所在地
備 考							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

附 則（令和三年七月二十日農林水産省令第四十四号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第九号から別記様式第十二号までの様式については、この省令による改正後の農産物検査法施行規則別記様式第九号から別記様式第十二号までの様式にかかわらず、令和五年八月三十一日までの間、なおこれを使用することができる。この場合においては、これらの様式中「左記の事項」とあるのは、「左記（皆掛重量を除く。）の事項」と読み替えるものとし、皆掛重量に関する記載は検査証明書に含まれないものとみなす。

附 則（令和四年三月三十日農林水産省令第二十三号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年三月三十日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第九号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号の様式については、この省令による改正後の農産物検査法施行規則別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第九号、別記様式第十二号及び別記様式第十四号の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、水稻うるち玄米については、これらの様式中「等級」とあるのは、「等級又は品位の測定結果」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、水稻うるち玄米については、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）第一の二の㉔のハの(イ)に基づき鑑定を行った場合は、前項に規定する様式中「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載し、又は等級証印を押すものとし、農産物規格規程第一の二の㉔のハの(ロ)に基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に農産物規格規程第一の二の㉔のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。

別記様式第二十号（第二十五条関係）

表

第	号	農産物検査法第31条第3項の立入調査をする 職員の身分証明書
	官 職 氏 名 生年月日	年 月 日
	上記の者は、農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員であることを証明する。	
上 半 身 前 向 写 真	発 行 者	
	発行年月日	年 月 日

裏

農産物検査法（抄）	
（調査）	
第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者のほか、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。	
2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。	
3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
（都道府県が処理する事務）	
第37条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。	
第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。	
一・二 （略）	
三 第31条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	
第41条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録検査機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。	
一～三 （略）	
四 第31条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。
2 発行者は、農林水産大臣又は都道府県知事とする。